

重度障害者医療費助成制度の概要

1 制度概要

【対象者】①身体障害者手帳1・2級

②知能指数35以下（療育手帳A1・A2）

③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下（療育手帳B1）である方

※ただし生活保護受給者は対象外

【制度内容】対象者に医療証を交付し、原則、窓口負担のない現物給付方式により保険医療費の自己負担額を助成（所得制限なし）

2 重度障害者医療費助成制度の実績

年度	対象者数 (3月末現在)	決算額 (扶助費・事務費)	県補助金
平成19年度	15,897人	2,387,073,275円	766,873,000円
平成20年度	16,429人	2,483,675,554円	760,951,000円
平成21年度	16,744人	2,791,087,070円	733,385,000円
平成22年度	16,973人	2,740,559,753円	640,575,000円
平成23年度	17,280人	2,769,794,000円	574,015,000円

3 県の制度変遷の経緯

(1) 補助率の推移

年度	補助率
昭和48年度	事業開始(4月) 100%
昭和60年度	95%
平成7年度	90%
平成8年度	85%
平成10年度	77.5%
平成11年度	70%
平成12年度	60%
平成13年度	52.5%
平成14年度	45%

年度	補助率
平成15年度	37.5%
平成16年度以降	1/3

県の制度見直し((2)参照)により、

- ・平成20年10月から、65歳以上新規対象者及び一部負担金は補助対象外
- ・平成21年10月から、所得制限対象者は補助対象外

(2) 県の制度見直し内容

医療費助成事業の事業費が保険医療制度の見直し及び対象者の増加により年々大きく増加する一方、財政状況は厳しいことから、県は、医療費助成事業の安定的な事業運営の継続を図るため、平成20年3月に、補助金交付要綱の改正を行った。

その後、障害者の地域生活を支援するため、精神障害者へ対象を拡大する補助金交付要綱の改正を行った。

項目	内容	実施年月
対象者の見直し	65歳以上の新規対象者を制度の対象外とする	平成20年10月
一部負担金の導入	通院1回200円、入院1日100円※調剤除く	
所得制限の導入	特別障害者手当における本人の所得限度額を準用	平成21年10月
精神障害者対象化	精神障害者（等級1級の者）の通院を新たに対象	平成24年4月

～市民の皆様からご意見を募集します～ 重度障害者医療費助成制度の改正について

重度医療費助成制度について

重度の障害のある人は、長期にわたって医療的ケアを必要とすることが多く、またその内容も多岐にわたることから、医療費の負担が大きくなる場合も少なくありません。このため、必要な医療が安心して受けられるよう、重度障害者に対して保険医療費の自己負担分を助成する制度を実施しています。

- 【対象者】①身体障害者手帳所持者 1 級、2 級
②療育手帳所持者 A 1、A 2
③身体障害者手帳所持者 3 級かつ療育手帳所持者 B 1

改正の内容

重度障害者医療費助成条例においては、「身体障害者手帳の交付を受け 1 級又は 2 級に該当する障害を有する者、知能指数が 35 以下と判定された者、又は身体障害者手帳の交付を受け 3 級に該当する障害を有する者であって知能指数が 50 以下と判定されたもの」を対象者として保険医療費の自己負担分を助成していますが、平成 25 年 10 月から、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受け 1 級に該当する障害を有する者（入院医療に係る医療費を除く）」を対象者に加えます。

その他に、所要の整備として、申請日の属する月の初日から有効とする医療証を交付するとしていますが、平成 25 年 10 月以降は、医療費の助成を受ける資格がある日から有効とする医療証を交付するとします。

改正の目的

精神障害者が助成対象となっていないことと、神奈川県が精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の通院に係る医療費について助成範囲を拡大したことと、精神障害者の入院については「精神障害者入院医療援護金交付事業」を既に実施していることや地域移行（退院促進）の観点も踏まえ、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（入院医療に係る医療費を除く）を対象に加えることで、重度障害者の福祉の増進を図ります。

今後のスケジュール

- 平成 25 年 2 月 平成 25 年第 1 回川崎市議会定例会に条例改正議案提出(予定)
- 平成 25 年 10 月 1 日 制度改正実施(予定)

○募集期間 平成 24 年 11 月 16 日（金）から平成 24 年 12 月 18 日（火）
※郵送の場合は、当日消印有効です。

○意見の提出方法

（1）電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用フォームを御利用ください。

（2）FAX

FAX 番号 044-200-3932（川崎市健康福祉局障害保健福祉部）

（3）郵送又は持参

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市健康福祉局障害保健福祉部（市役所第 3 庁舎 5 階）

※（2）、（3）につきましては、書式は自由ですが、「意見書様式」を用意いたしましたので、必要に応じて御活用ください。

※御意見に対する個別の対応はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページ上で公表します。

○閲覧場所 川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー及び保険年金課、各支所区民センター、各区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、各地区健康福祉ステーション、情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、下記問合せ先
※点字版を希望される方は郵送いたしますので、下記問合せ先まで御連絡ください。

○問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 電話 044-200-2696

E-mail 35svogai@city.kawasaki.jp

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 電話 044-200-2683

E-mail 35seisin@city.kawasaki.jp

（共有）FAX 044-200-3932

○川崎市重度障害者医療費助成条例

昭和48年3月31日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し、医療費の一部を助成し、もって重度障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者
 - (3) 手帳の交付を受け、省令別表第5号の3級に該当する障害を有する者であって、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらと同程度の精神又は身体の障害を有すると認めた者
- 2 この条例において「保護者」とは、父母その他の者であって、現に重度障害者と生計をともにし、世帯を同じくしているものをいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する重度障害者で、規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)による被保険者、組合員若しくは加入者及びその被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(助成の範囲)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、保険各法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定によって、対象者、保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者又は国民健康保険法による被保

険者の属する世帯の世帯主若しくは組合員(これらの者であった者を含む。)が負担すべき額を助成する。

- (1) 保険各法の規定により、対象者に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、家族移送費の支給又は特別療養費の支給が行われたとき。
- (2) 国民健康保険法の規定により、対象者に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給が行われたとき。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者に係る療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給が行われたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他の法令の規定により、対象者に係る医療に関する給付が行われたとき。

(申請及び医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者又はその保護者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請日の属する月の初日(同日後に新たに本市の区域内に住所を有するに至った者については、当該住所を有することとなった日)から有効とする医療証を交付する。

(医療証の提示)

第6条 対象者又はその保護者は、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療取扱機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療取扱機関等に医療証を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことによって行なう。ただし、助成する額を医療取扱機関等に支払うことによって行なうことができる。

(損害賠償請求権の取得等)

第8条 市長は、医療費の助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、前条の規定により医療費の助成を行なったときは、助成した額の限度において対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において前条の規定による助成は行なわない。

(届出等)

第9条 対象者又はその保護者は、次の各号の一に該当したときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 氏名、住所その他規則で定める事項に変更があったとき。

2 対象者又はその保護者は、対象者が前項第1号の規定に該当したときは、すみやかに医療証を市長に返還しなければならない。

(助成費の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によってこの条例による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月18日条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行し、第1条中川崎市国民健康保険条例附則第4項の次に2項を加える規定は、昭和49年4月1日から適用する。

(川崎市重度障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例施行の日前において、改正前の川崎市国民健康保険条例第16条第3項の規定により、同項各号の一に該当するに至ったことを、現に届け出ている者については、既に第5条第1項の規定による申請があったものとみなす。

附 則 (昭和59年9月29日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和59年9月29日規則第69号で昭和59年10月1日から施行)

(経過措置)

2 改正後の条例第3条及び第4条の規定は、この条例施行の日以後に受けた医療に係る医

療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 医療証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例施行前においても行うことができる。

附 則 (平成4年3月30日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る医療証から適用し、施行日前の申請に係る医療証については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年10月7日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成10年3月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日条例第16号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年12月25日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例の規定はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の支給について、第2条の規定による改正後の川崎市重度障害者医療費助成条例の規定及び第3条の規定による改正後の川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の支給又は助

成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月24日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第5条まで及び第8条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月21日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の川崎市重度障害者医療費助成条例の規定及び第2条の規定による改正後の川崎市老人医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料1

障害者医療費助成制度：政令市の状況（平成24年度）

市名	所得制限	年齢制限	一部負担金徴収	精神障害者対象	備考 (その他本市よりも対象が広い部分)
川崎市	なし	なし	なし		
札幌市	特別児童扶養手当の限度額に準拠	なし	初診時のみ医科580円、歯科510円、柔道整復270円 または医療費の1割(限度額あり)	1級(入院除く)	身障3級(内部障害)
仙台市	特別障害者手当の限度額に準拠	基本はなし(※)	中程度障害者については自己負担相当額の1/3		身障3級 療育手帳Bかつ障害基礎年金受給 特別児童扶養手当1・2級 職親委託 【※上記のうち市単独助成部分については65歳未満を対象とする】
さいたま市	なし	なし	なし		身障3級 療育手帳B 65歳以上後期高齢者医療障害認定者 (精神障害含む)
千葉市	特別障害者手当	なし	なし	1級	身障3級(内部障害) 療育手帳B1のみ
横浜市	なし	なし	なし		
相模原市	なし	なし	なし	1・2級	
新潟市	障害児福祉手当に準拠	なし	通院1回530円(同一医療機関月4回まで。5回目以降無料) 入院1日1,200円 訪問看護 1回250円		身障3級
静岡市	なし	65歳以上で課税されている場合は通院のみ	1医療機関あたり1月500円	1級	身障3級(内部障害) 特別児童扶養手当1級 療育手帳B・身障3級のうち6歳以下
浜松市	特別児童扶養手当	65歳以上新規重度障害者で課税されている場合は通院のみ	1医療機関あたり1月500円	1級	身障3級 療育手帳B1 特別児童扶養手当1・2級
名古屋市	特別障害者手当の限度額以下	なし	なし	1・2級	身障3級 療育手帳B1 腎臓機能障害1～4級 進行性筋萎縮症1～6級 自閉症
京都市	特別障害者手当の限度額に準拠	なし	なし		重度心身障害と同程度の障害を持つと認められる3歳未満乳幼児
大阪市	障害基礎年金の全部支給停止基準に準拠	なし	1医療機関あたり1日500円 (月2日まで) 月額上限2,500円		身障手帳所持者(等級問わず)かつB1
堺市	障害基礎年金の全部支給停止基準に準拠	なし	1医療機関あたり1日500円 (月2日まで) 月額上限2,500円		身障手帳所持者(等級問わず)かつB1
神戸市	市民税所得割額23.5万円未満	なし	通院:1医療機関あたり1日600円 (月2日まで) 入院:定率1割負担 月額上限あり	1級 (精神疾患の医療に係る医療費を除く)	身障3級(内部障害)
岡山市	高齢福祉年金	なし	医療費の1割(限度額あり)		
広島市	高齢福祉年金に準拠	なし	なし		身障3級 療育手帳B1 手帳所持者(精神除く)で年金1級
北九州市	特別児童扶養手当に準拠	なし	訪問看護のみ1割(限度額あり)	1級 (精神病床への入院除く)	
福岡市	特別障害者手当に準拠	なし	なし	1級 (精神病床への入院除く)	
熊本市	特別障害者手当の限度額に準拠(20歳以上)	なし	身障2級、知的A2、精神1級連続入院15年未満については自己負担相当額の1/3(ただし20歳以上)	1級	障害児福祉手当受給相当者
計	有:15か所	有:2か所	有:11か所	10か所	

参考資料2

重度障害者医療費助成制度：県内市町村の実施状況

(平成24年10月1日現在)

	所得制限	年齢制限	一部負担金 徴収	精神障害者 対象	備考 (その他川崎市よりも対象が広い部分)
県 基 準	特別障害者 手当に準拠 (H21.10～)	65歳以上 新規対象外 (H20.10～)	入院:1日100円 通院:1回200円 (H20.10～)	1級(入院除く) (H24.4～)	
川 崎 市	×	×	×	×	
横 浜 市	×	×	×	×	
相 模 原 市	×	×	×	1・2級 (H16.10～)	
横 須 賀 市	×	×	×	×	
平 塚 市	×	×	×	1級 (H21.1～)	身体3級、4級かつIQ50以下又、IQ40以下
鎌 倉 市	×	×	×	1・2級 (H7.10～)	身体3級、4級の一部、療育B1 障害基礎年金1・2級対象(市単分は所得制限あり)
藤 沢 市	×	×	×	1・2級 (H14.10～)	身体3級、知的B、 65歳以上身体4級の一部、ねたきり
小 田 原 市	×	×	×	△※	※H25.1～精神1級(入院除く)
茅ヶ 崎 市	×	×	×	1級 (H14.10～)	
逗 子 市	×	×	×	1級(入院除く) (H24.10～)	
三 浦 市	×	×	×	×	
秦 野 市	○ (H24.8～)	○ (H24.4～)	×	1級 (H24.4～)	筋ジストロフィー
厚 木 市	○ (H21.10～)	○※ (H21.10～)	×	1級 (H21.10～)	身体3級、知的B ※65歳到達以前に身障手帳取得、IQ75以下と判定、 精神保健福祉手帳取得のいずれかに認定されて いる者は助成対象
大 和 市	△※	△※	×	△※	※H25.1～精神1級(入院除く)、年齢制限導入予定 H25.10～所得制限導入予定
伊 勢 原 市	×	×	×	×	
海 老 名 市	×	×	×	1・2級 (H15.4～)	身体3級、知的B
座 間 市	×	×	×※	1～3級 ※ (2・3級は精神通 院のみ)	※身体3・4級及びB1・B2は一割負担 (H25.10～4級・B2対象外) ※H24.10～精神1級保険診療全部、 H25.10～精神3級対象外
南 足 柄 市	×	×	×	1級(入院除く) (H24.10～)	
綾 瀬 市	×	○ (H23.7～)	×	1級 (H23.7～)	
葉 山 町	×	○ (H21.10～)	×	1級 (H19.10～)	
寒 川 町	×	×	×	1級 (H20.10～)	身体3級(内部機能障害)、知的B1
大 磯 町	×	×	×	1・2級 (H21.1～)	身体3・4級、知的B1
二 宮 町	×	×	×	1・2級 (H21.10～)	身体3・4級、知的B1
中 井 町	×	×	×	×	
大 井 町	×	×	×	×	
松 田 町	×	×	×	×	
山 北 町	×	×	×	×	
開 成 町	×	×	×	×	
箱 根 町	×	×	×	×	
真 鶴 町	×	×	×	×	
湯 河 原 町	×	×	×	×	
愛 川 町	×	×	×	×	身体3級、知的B1、身体4級かつB2
清 川 村	×	×	×	1級(入院除く) (H24.4～)	身体3級、知的B1
計	○:2か所	○:4か所	○:0か所	17か所	

<凡例> ・「○」県基準と同様、「×」実施していない(市町村が負担)、「△」導入が決定